日税メールステーション **今月の経理情報**

今回のテーマ: 税務上の災害関連規定

このたびの東北地方太平洋沖地震で被災された皆様には、謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

法人に係る災害関連の主な税法規定は、つぎのとおりです。

	項 目	取 扱い
(1)	寄付金 (義援金)	義援金が最終的に国や地方公共団体に拠出されることが新聞報道、募金要綱、募金趣旨書などで明らかにされているものは、支出額の全額が損金となります。
(2)	災害見舞金等	得意先・仕入先に対するもの 災害発生後相当の期間内に行った災害見舞金の支出、事業用資産の供与、役 務の提供に要した費用は、交際費に該当せず、全額損金となります。自社製品 の無償交換も同様です。 災害発生後相当の期間とは、災害を受けた得意先・仕入先が、通常 の営業活動を再開するための復旧過程にある期間をいいます。 以下(3)、(4)においても同様です。 自社の役員・従業員に対するもの 一定の基準に従って、社会通念上相当と認められる災害見舞金は、福利厚生 費として損金となります。役員・従業員側でも給与所得とはなりません。
(3)	売掛金等の免除	得意先・仕入先に対して、災害発生後相当の期間内に災害復旧の支援を目的 とする売掛金や貸付金などの金銭債権の全部または一部の免除をした場合に は、その免除額は、寄付金および交際費に該当せず、全額損金となります。
(4)	貸付金	得意先・仕入先に対するもの 災害復旧を支援することを目的として、災害発生後相当の期間内に、無利息 貸付でも課税関係は生じません。 自社の役員・従業員に対するもの 災害復旧のために必要な生活資金に相当する金額の貸付は、返済期間が合理 的である限り、無利息でも給与所得とはなりません。
(5)	自社製品等 の提供	不特定多数の被災者を緊急支援するため、自社製品等を提供するために要す る費用は、寄付金や交際費とはならず、全額損金となります。
(6)	修繕費・除却損	修繕費 ・災害により被害を受けた資産の原状回復費用は、修繕費として支出時に全額損金となります。 ・被害を受けた資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、土砂崩れ防止工事等のために支出した費用は、修繕費として支出時に全額損金となります。 ただし、下記(7)評価損の適用を受けた資産に係る修繕費は、支出額の全額が資本的支出となります。 除却損 災害により損壊した資産は、取壊費用を含め除却損として損金となります。
(7)	棚卸資産・固定 資産の評価損	災害により著しく損傷した棚卸資産または固定資産は、時価が帳簿価額を下回ることとなったときは、評価損を損金できます。
(8)	申告期限の延長	つぎの地域を納税地とする納税者は、3月11日以降に申告期限・納付期限が 到来する全ての税目について、申告・納付期限が自動的に延長されています。 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県 そのほかの地域の納税者は、交通途絶等により、期限までに申告・納付が困 難なときは、申請により、申告・納付期限の延長が可能です。

お見逃しなく!

- 1. 政府は、追加の復旧支援策として、災害損失額を基とした法人税の繰戻還付制度や損壊した資産を取り替えた場合の割増償却などを検討しています。
- 2. 所得税では、 義援金の寄付金控除、 災害で受けた損失について、雑損控除または災害減免法に よる税額の軽減免除の選択適用、 予定納税額の減額などの税額の軽減減免措置があります。